ダメ!! ヤミ小作!!

ヤミ小作を続けるとどうなるの?

農地を貸している方

- 相続が発生した際、誰に貸しているかわからなくなることがあります。
- 農地を返してもらいたい時に借り手に応じてもらえず、返してもらえなくなること があります。

農地を借りている方

- 相続が発生した際、誰から借りているかわからなくなることがあります。
- 突然、農地を返して欲しいと言われることがあります。

口約束だけで農地の貸し借りはできません!

農地の貸し借りをする場合は、農地法の制約を受けます。

農地法では、「許可を受けないでした行為は、その効果を生じない」と規定されていますので、農地の貸 し借りをする場合には、市町村や農業委員会を通じて書面により契約手続きをする必要があります。

契約手続きをしないまま、口約束だけで貸し借りをしている農地は、トラブルの元になることがあります。

トラブルが発生しないようにするために!

農地を貸し借りするときは、必ず市町村や農業委員会で手続きをしてください!

市町村や農業委員会、公的機関である農地中間管理機構が仲介することで、安心して農地の貸し借りが行

また、手続きの際には「農地中間管理事業」を積極的に活用しましょう!

詳しくは、下記までご相談ください。

【問い合わせ先】農林水産課 電話42-2111(内線414) 農業委員会事務局 電話23-3622(事務局直通)

宝くじの助成金で充実したコミュニティ活動を推進

令和3年度の一般財団法人自治総合センター「一般コミュニティ助成事業」が、土滝自治会 および川除町内会で実施されました。

この事業は、宝くじの助成金で地域のコミュニティ活動を推進するための備品等を整備する もので、これにより地域のコミュニティ活動が今まで以上に推進されるものと期待されます。





土滝自治会(イス・テーブルほか)



安心して農業を行うため、 正規の手続きで農地の貸借

をしましょう!

川除町内会(除雪機ほか)

【問い合わせ先】総務課 電話42-2111 (内線341)

市税等の納付 は納期内に お願いします

【問い合わせ先】収納課 電話42-2111 (内線226)



「固定資産税」4期 「後期高齢者医療保険料」5期 「住宅使用料」「公共下水道使用料」「農業集落排水施設使用料」 「利用者負担金(保育料)」

口座振替日は11月30日火です。

□座振替で納付している方は、□座残高の確認をお願いします。

「国民健康保険税」5期 「介護保険料」5期 「公共下水道受益者負担金」 の納期限となっています。

人権擁護委員に工藤惠子氏と鹿内博氏が再任

工藤惠子さん(下車力町)と鹿内博さん(稲垣町)が法務 大臣から人権擁護委員として委嘱を受けました。任期は、令 和3年10月1日から令和6年9月30日までです。

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受けて問題 解決のお手伝いをしたり、啓発活動や人権教室の開催など、 地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような活 動をしています。

相談は無料で秘密は守られますので、安心してご利用くだ さい。人権相談の日程は、14ページをご覧ください。

【問い合わせ先】市民課 電話42-2111 (内線266)







鹿内 博

11月は 「児童虐待防止推進月間」 です

児童虐待は、子どもの重大な人権侵害となるばかりか、時に は生命を脅かしたり、心身に大きな傷跡を残してしまうことも 少なくありません。

虐待かも、と感じたら勇気を出して通告(連絡)してくださ い。虐待が発見できず、子どもが命を落としてしまうことにな っては遅いのです。

あなたの周りに「虐待を受けたと思われる子ども」がいた場 合には、すぐにお電話ください。お住まいの地域の児童相談所 につながります。連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や 連絡内容に関する秘密は守られます。 いち

児童相談所 全国共通3桁ダイヤル

※一部のIP電話からはつながりません。

【問い合わせ先】市役所福祉課 電話42-2111(内線233)

五所川原児童相談所 電話0173-38-1555

鳥インフルエンザの発生を防止しましょう

鳥インフルエンザウイルスは、渡り鳥によって海外から持ち込まれると考えられています。秋から冬は渡り が始まり本病発生の警戒が必要となる時期ですので次のことに注意してください。

- **※家きんを飼っている場合** ※家きん:鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
- ①渡り鳥や野鳥、ねずみ等の野生動物との接触をさけるため、野外での放し飼いをしないようにしましょう。 また、飼育小屋は防鳥ネット(2款角以下)で囲いましょう。定期的に防鳥ネットの点検を行い、破損箇所 はただちに修繕しましょう。
- ②飼育小屋を定期的に消毒し、清潔な状態で飼育しましょう。
- ③世話をするときには専用の履物、衣服を身に付け、終了後は履物、衣類、手指の消毒をしましょう。車両は 農場の出入り口で入念に消毒をしましょう。
- ④家きんに異状がみられた場合は、すぐにつがる家畜保健衛生所に連絡してください。

死亡した野鳥を見つけた場合

- ①野鳥は鳥インフルエンザウイルス以外にも様々な細菌や寄生虫を持っていることがあるので、素手では触ら ないようにしましょう。
- ②多数の野鳥がまとまって死亡している場合は、下記にご相談ください。
- ③②以外の場合で死亡した野鳥を処理する際は、ビニール袋に入れて一般ゴミとして処分してください。

【問い合わせ先】市役所農林水産課 電話42-2111(内線417) つがる家畜保健衛生所 電話42-2276 西北地域県民局 林業振興課 電話0173-72-6613

